

事務連絡  
令和3年1月28日

各 保険医療機関  
保険調剤薬局  
訪問看護ステーション  
柔道整復施術所  
あんま・鍼灸・マッサージ施術所  
健診機関  
助産所

御中

岐阜県国民健康保険団体連合会

各種費用の請求に係る押印の取扱いについて

平素は、本会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきましては、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）」及び「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第397号）」が令和2年12月25日に公布され、同日付けで施行又は適用されたところです。

これを受け、各保険医療機関等より請求いただく下記の請求書等について、押印を不要とすることといたしましたのでお知らせいたします。

なお、今後、各種請求書に押印がある場合でも、返戻等の対応は致しませんことを申し添えます。

記

1. 押印を不要とする請求書等

- ① 特定健康診査情報提供料請求書
- ② 福祉医療費助成金請求書
- ③ 母子保健委託健康診査請求総括票（一般健康診査分）（精密健康診査分）

2. その他

上記1に記載のない、診療（調剤）報酬請求書、出産育児一時金等代理申請・受取請求書（専用請求書）集計票、風しん対策請求総括書（実績報告書）等、本会の規則改正を伴うもの及び国等で定められた様式等の取扱いにつきましては、追ってご連絡いたします。